

## 平成27年関東・東北豪雨災害に対する支援を求める意見書

平成27年9月関東・東北豪雨被害に際し、茨城県関係者の皆様におかれましては、災害当日から常総市に対しまして強力な支援をいただき、また被災後の復旧・復興に向けても県の独自支援策を検討していただくなど、ご尽力に対しまして衷心より感謝申し上げます。

この豪雨による水害は、市民生活はもとより、農業・商業・工業等の市内各産業にも甚大な被害をもたらしました。この水害から復興するためには、まだまだ多くの時間と膨大な財源が必要です。

今回の水害を引き起こした鬼怒川の整備状況を見ますと、茨城県の鬼怒川堤防整備率は17%と低く、更に、今回溢水したような無堤地帯や未整備の堤防が複数箇所存在するなど、決壊した三坂地区の堤防の応急復旧や若宮戸地区の無堤地帯を応急復旧したとしても、住民の不安が解消されたわけではありません。

つきましては、今後も起こり得る水害を未然に防ぎ、今回のような悲惨な状況を繰り返さないためにも、また、住民の平穏な生活を一刻も早く取り戻すために、下記事項につきまして、力強いご支援をお願いいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 記

- 1 床上浸水世帯の被災者に対して生活再建に希望が持てる支援を行うこと
- 2 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度の工事完了期限の延長とすでに住宅修理が完了した被災者世帯についても遡及できるように、国に対し強く要望すること
- 3 商工業経営者の事業再建のための補助制度等の対策を講じること
- 4 公共土木施設の復旧事業への支援を国に対して要望すること
- 5 八間堀川の水害対策や整備計画を早期に見直すこと
- 6 鬼怒川の河川改修及び堤防整備事業の早期推進を国へ強く要望すること

平成27年11月10日

常 総 市 議 会

茨城県知事 橋 本 昌 殿